

## いちご一会とちぎ国体下野市協賛取扱基準

### 1 目的

いちご一会とちぎ国体下野市協賛取扱要項（以下「要項」という。）第6項の規定に基づき、協賛への謝意に関することについて、次のとおり定める。

### 2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業 ・ 団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 10万円以上			副会長
	10万円未満	礼状	郵送又は持参	—

### 3 協賛者名掲載基準

協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品への表示
企業 ・ 団体	30万円以上	協賛者バナー添付、協賛企業名や物品名等掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載
	30万円未満 10万円以上			
	10万円未満	協賛企業名や物品名等掲載		

### 4 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議する。
- (2) 協賛物品等は、市場価格に換算して評価し、金額換算が困難である協賛内容については、別途協議する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累計評価額により謝意を表することとする。

(5) 愛称等の使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの使用については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇社は、

{	第77回国民体育大会 いちご一会とちぎ国体	}
---	--------------------------	---

下野市開催

{	競技を応援しています。 競技の協賛企業です。 〇〇〇競技会を応援しています。 〇〇〇競技会の協賛企業です。	}
---	--	---

※市町・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。

(6) この基準に定めのない事項については、事務局長の判断により対応する。